

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
青木あすなろ建設株式会社	東京都千代田区神田美土代町1	

2. 指名停止措置期間 令和 5年4月18日 ~ 令和 5年7月17日 (3箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

青木あすなろ建設(株)は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが、建設業法(以下「法」という。)第 28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、別表第2第8号(2)に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 8 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。 (2)営業停止処分を受けたとき	当該認定をした日から3箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)